

■産休・育休の横断まとめ

		産前休業	産後休業	出生時育児休業 (産後パパ育休)	育児休業
期間		出産予定日前6週 (多胎14週)	出産後8週	子ども出生後8週	子ども1歳まで (延長1歳6ヶ月、2歳)
取得		取得請求	取得義務	取得申出	取得申出
申出期限		規定なし	—	原則2週間前	原則1ヶ月前 (延長2週間前)
取得単位・回数		日単位 (通常期間で取得が多い)	日単位 (実質期間)	通算28日上限 期間単位・2回	子ども1歳まで 期間単位・2回
就業		可能	不可 (例外：6週経過後)	労使協定による合意就業 不可 (例外：一時的・臨時的就労)	不可 (例外：一時的・臨時的就労)
所得補償	制度	健康保険：出産手当金		雇用保険：出生時育児休業給付金	雇用保険：育児休業給付金
	書類	出産手当金支給申請書		育児休業給付受給資格確認票・ 出生時育児休業給付金支給申請書	育児休業給付受給資格確認票・ (初回) 育児休業給付金支給申請書
	申請時期	通常、産後休業終了後		子どもの出生後8週経過後	初回、支給単位期間経過後
社保料免除	月額	末日が産休の月		末日が育休の月、月中14日以上休業 (合意就業日数除外) 月	
	賞与	末日が産休の月支給		末日が育休の月支給 (育休期間1ヶ月超のみ)	
	書類	産前産後休業取得者申出書		育児休業等取得者申出書	
	就業	産休の期間ごとに申請 (産休期間中に就業したら、その前後にわけて申請)		月中取得は育休日数・就業日数を記載	
	申出時期	産休開始から終了後1ヶ月以内		育休開始から終了後1ヶ月以内	